

# 令和6年度認知症サポート医フォローアップ研修 プログラム

日 時：令和7年2月1日（土）14：00

方 法：Zoom ウェビナーによる Web 開催

発信元：北海道医師会館9階理事会室

## 1. 開 会

## 2. 挨拶（5分）

北海道認知症サポート医連絡協議会 幹事長 荒木 啓伸

## 3. 行政説明（10分×2）

（1）認知症施策に係る国及び北海道の取組について

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 課長補佐 小藪 卓

（2）高齢運転者対策の推進について

北海道警察本部運転免許試験課 安全運転相談担当補佐 若生 めぐみ

## 4. 特別講演（50分＋質疑応答15分）

座 長：北海道認知症サポート医連絡協議会 副幹事長 菅田 忠夫

「レビー小体病の診断と治療」

講 師： 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 副院長 岩田 淳

## 5. 閉 会

# 認知症施策に係る国及び 北海道の取組について

令和7年2月1日（土）

北海道保健福祉部福祉局  
高齢者保健福祉課

# 認知症施策に係る国のこれまでの主な取組

- ① 平成12年 介護保険法を施行。認知症ケアに多大な貢献。
  - ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
  - ・介護保険の要介護(要支援)認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
  - ・要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 平成16年 「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 平成17年 「認知症サポーター(※)」の養成開始。 ※90分程度の講習を受けて、市民の認知症への理解を深める。
- ④ 平成26年 認知症サミット日本後継イベントの開催。 ※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ 平成27年 関係12省庁で新オレンジプランを策定。(平成29年7月改定)
- ⑥ 平成29年 介護保険法の改正。
  - ※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
  - ・認知症に関する知識の普及・啓発
  - ・心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
  - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重等
- ⑦ 平成30年12月 認知症施策推進関係閣僚会議が設置。
- ⑧ 令和元年6月 認知症施策推進大綱が関係閣僚会議にて決定。
- ⑨ 令和2年 介護保険法の改正。
  - ・国・地方公共団体の努力義務を追加(介護保険法第5条の2)
  - ・「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。
- ⑩ 令和4年12月 認知症施策推進大綱中間評価
- ⑪ 令和5年6月 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立。
- ⑫ 令和5年9月 「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」が設置(12月意見のとりまとめ)。
- ⑬ 令和6年12月 「認知症施策推進基本計画」が閣議決定。

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号  
令和5年6月14日成立、  
同月16日公布  
令和6年1月1日施行

## 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

→ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現を推進するという目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

## 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

## 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5. 基本的施策

### ① 【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

### ② 【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

### ③ 【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

### ④ 【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

### ⑤ 【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

### ⑥ 【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

### ⑦ 【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

### ⑧ 【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

# 認知症施策に係る国のこれまでの主な取組

- ① 平成12年 介護保険法を施行。認知症ケアに多大な貢献。
  - ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
  - ・介護保険の要介護(要支援)認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
  - ・要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 平成16年 「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 平成17年 「認知症サポーター(※)」の養成開始。 ※90分程度の講習を受けて、市民の認知症への理解を深める。
- ④ 平成26年 認知症サミット日本後継イベントの開催。 ※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ 平成27年 関係12省庁で新オレンジプランを策定。(平成29年7月改定)
- ⑥ 平成29年 介護保険法の改正。
  - ※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
  - ・認知症に関する知識の普及・啓発
  - ・心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
  - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- ⑦ 平成30年12月 認知症施策推進関係閣僚会議が設置。
- ⑧ 令和元年6月 認知症施策推進大綱が関係閣僚会議にて決定。
- ⑨ 令和2年 介護保険法の改正。
  - ・国・地方公共団体の努力義務を追加(介護保険法第5条の2)
  - ・「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。
- ⑩ 令和4年12月 認知症施策推進大綱中間評価
- ⑪ 令和5年6月 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立。
- ⑫ 令和5年9月 「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」が設置(12月意見のとりまとめ)。
- ⑬ 令和6年12月 「認知症施策推進基本計画」が閣議決定。

# 認知症施策推進基本計画策定に係る国の動き

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」 (令和5年6月公布、令和6年1月施行)

第11条 政府は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**認知症施策推進基本計画を策定しなければならない。**

第26条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部を置く。

第27条第2項 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、**認知症施策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。**

一 基本計画の案を作成しようとするとき。

**令和6年 1月 第1回認知症施策推進本部**

**令和6年 3月 第1回認知症施策推進関係者会議**

**5月 第2回、第3回                      6月 第4回**

**7月 第5回                                      9月 第6回**

**令和6年11月 第2回認知症施策推進本部**



**令和6年12月3日 「認知症施策推進基本計画」閣議決定**

# 認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

## 前文 / I 認知症施策推進基本計画について / II 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
  - 認知症の本人の声を尊重し、「**新しい認知症観**」※に基づき施策を推進する。  
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

## III 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

## IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

## V 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

## 基本的施策（抄）

### 1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

### 2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

### 3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

### 4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

### 5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

### 6. 相談体制の整備等

- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

### 7. 研究等の推進等

- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

### 8. 認知症の予防等

- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

### 9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

### 10. 多様な主体の連携

- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

### 11. 地方公共団体に対する支援

- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

### 12. 国際協力

- 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

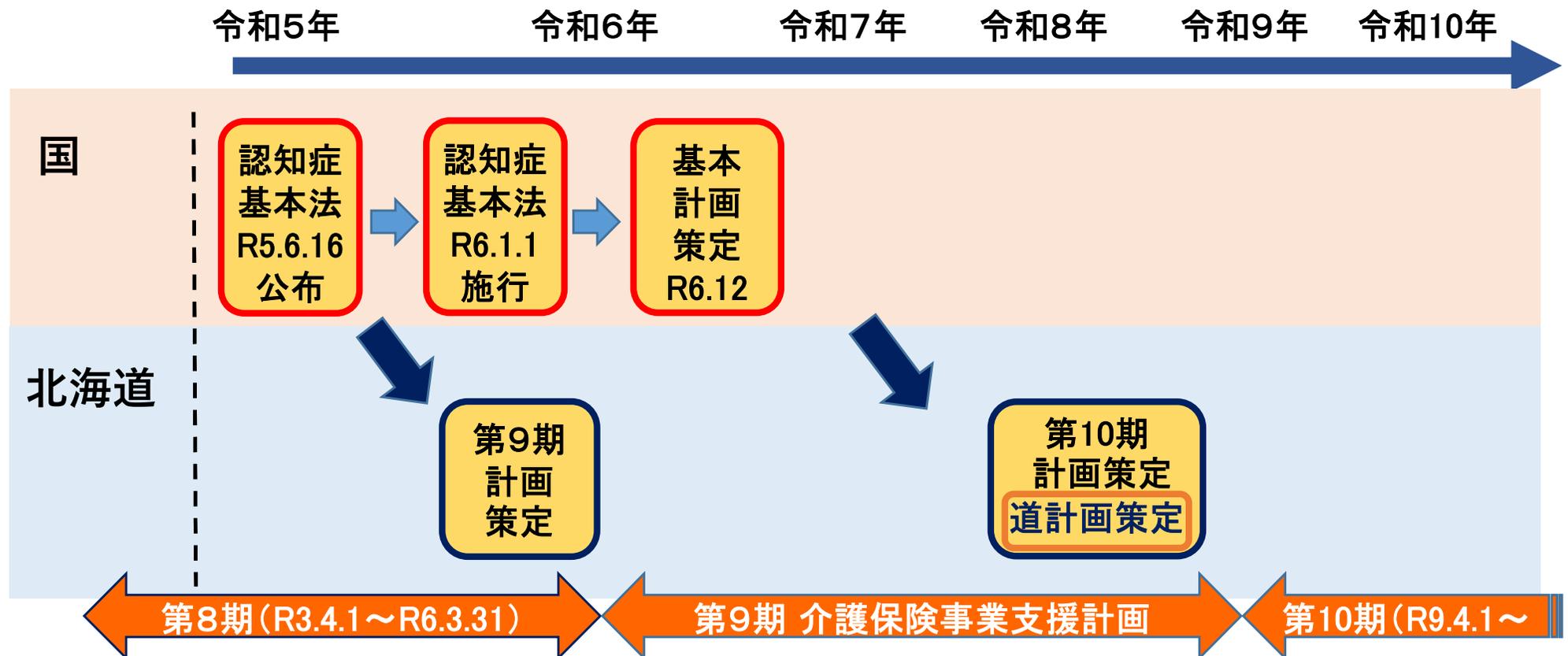
## 重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数</li> <li>認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数</li> <li>認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度</li> <li>国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況</li> </ul>
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数</li> <li>行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数</li> <li>医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数</li> <li>認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合</li> </ul>
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数</li> <li>認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数</li> <li>医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数</li> <li>認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数</li> <li>製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数</li> <li>基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数</li> <li>認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合</li> <li>地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合</li> <li>認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合</li> <li>認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合</li> </ul>
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数</li> </ul>

# 認知症基本法・基本計画と北海道介護保険事業支援計画

○第9期北海道介護保険事業支援計画策定に当たって、**認知症基本法の基本的施策に沿った形で認知症施策の方向性を整理**した。

※認知症施策推進基本計画（国の基本計画）：認知症施策推進本部が、関係者会議の意見を聴いた上で案を作成し、閣議決定（認知症基本法第11条関係、第27条第2項関係）  
都道府県認知症施策推進計画：国の基本計画を基本として、実情に即した都道府県計画を策定する努力義務（認知症基本法第12条関係）



# 第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

## 第4章 計画の方向性

### 第1節 計画の基本テーマ

「道民みんなで支え合う、明るく活力に満ちた高齢社会づくり」

### 第2節 計画の基本目標

○ 高齢者を取り巻く状況と令和22年（2040年）の本道の姿を踏まえ、第9期計画の基本目標を次のとおり設定します。

- 1 地域包括ケアシステム構築のための地域づくりと地域ケア会議の推進
- 2 生活支援体制整備の推進
- 3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 4 医療・介護連携の充実

#### 5 認知症施策の推進

認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力のある社会の実現を目指します。

- 6 介護人材の養成・確保
- 7 安全・安心な暮らしの確保
- 8 介護保険制度の適切な運営



# 認知症基本法と第9期計画における認知症施策の関連

認知症基本法の基本的施策	第9期計画の認知症施策の方向性
<p><b>【認知症の人に関する国民の理解の増進等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策</li> </ul>	<p>①認知症への社会の理解を深めるため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーター等の養成を進めるとともに、地域で暮らす認知症当事者等からの発信やピアサポート活動の取組を支援します。</p> <p>②認知症の日(9月21日)及び月間(毎年9月)など機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組を推進します。</p>
<p><b>【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進のための施策</li> <li>・認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策</li> </ul>	<p>③地域における支え合いを推進するため、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等をつなぐ「チームオレンジ」の整備を推進します。</p> <p>④民間団体等と連携し、認知症の人にやさしい地域づくりに資する取組を推進します。</p>
<p><b>【認知症の人の社会参加の機会の確保等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策</li> <li>・若年性認知症の人(65歳未満で認知症となった者)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策</li> </ul>	<p>①認知症への社会の理解を深めるため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーター等の養成を進めるとともに、地域で暮らす認知症当事者等からの発信やピアサポート活動の取組を支援します。</p> <p>①若年性認知症に関する理解を深めるため、市町村職員や関係する機関の職員に研修を行うほか、道民の方々を対象とした普及・啓発の取組を進めます。</p> <p>②若年性認知症の人やその家族からの相談に応じ、就労継続や社会参加などライフステージに応じた支援を行う必要があることから、これらの支援を行う若年性認知症支援コーディネーターの養成を支援します。</p>
<p><b>【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策</li> </ul>	<p>⑤認知症の人に対して本人の意思をできるだけくみ取り、それを踏まえた医療や看護等が提供されるよう、医師をはじめ歯科医師や薬剤師、看護職員など、多職種の医療従事者向けの研修を開催します。</p>

認知症基本法の基本的施策	第9期計画の認知症施策の方向性	
<p><b>【保健医療サービス及び福祉サービス提供体制の整備等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策</li> <li>・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策</li> <li>・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策</li> </ul>	<p>⑥地域の認知症に関する医療提供体制の中核となる、認知症疾患医療センターをすべての二次医療圏域に設置するとともに、地域の実情に応じ、認知症サポート医やかかりつけ医等との連携強化を図ります。</p> <p>⑦認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動がより効果的に推進され、また、医療・介護等の連携がさらに進むよう、市町村等の支援を行います。</p> <p>⑤認知症の人に対して本人の意思をできるだけくみ取り、それを踏まえた医療や看護等が提供されるよう、医師をはじめ歯科医師や薬剤師、看護職員など、多職種の医療従事者向けの研修を開催します。<b>[再掲]</b></p> <p>⑧認知症ケアの質の向上を図るため、介護従事者向けの認知症に関する専門的な知識・技術を習得するための研修を開催します。</p>	
<p><b>【相談体制の整備等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備</li> <li>・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策</li> </ul>	<p>⑨認知症に関する相談窓口の周知を行うとともに、容態に応じた相談先や医療・介護サービス等の流れを示した認知症ケアパスの作成及び活用、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解する場の認知症カフェを活用した取組の実施、認知症の人の見守りのため、行方不明になった際に早期発見・保護ができるようSOSネットワークの構築やGPS機器の活用等を推進します。</p> <p>⑩家族支援のための電話相談や介護経験者との交流会を開催します。</p>	
<p><b>【研究等の推進等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等</li> <li>・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等</li> </ul>	<p>※国事業</p>	
<p><b>【認知症の予防等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策</li> <li>・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策</li> </ul>	<p>⑪市町村における通いの場の拡充など、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。</p> <p>⑫地域における認知症の早期発見・診断体制を強化するため、かかりつけ医や認知症初期集中支援チームへの指導・助言等を行う認知症サポート医を養成するとともに、フォローアップ研修等を通じてスキルアップを図ります。</p>	

## 専門職による相談・支援

### 認知症コールセンター

認知症介護の経験者を道に配置し、本人や家族からの電話相談等に応じる

### 若年性認知症支援コーディネーター

当事者・家族の相談窓口となり、若年性認知症の普及啓発を図るコーディネーターを道に配置

### 初期集中支援チーム

早期発見・早期支援の観点から集中的な支援を行う専門職によるチームを市町村等に配置

### 地域支援推進員

必要な医療・介護等のサービスへ繋ぐ橋渡し役となる推進員を市町村等に配置

## 当事者を中心とした身近な支援

### 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを養成

### チームオレンジ

当事者・家族の支援ニーズと認知症サポーター等を繋ぐ仕組みの整備

当事者・家族

### 市町村

一般相談への対応、各種情報の整理・発信など、各種施策の展開

### 普及啓発、本人発信

認知症の日（9/21）、月間（9月）での普及啓発、本人発信の機会拡大、**ほっかいどう希望大使**

## 医療機関による診断・治療

### 認知症疾患医療センター

専門医療の提供や専門相談の実施など、地域における認知症疾患の水準向上を図る拠点となるセンターを設置

### 認知症サポート医

認知症医療に習熟し、地域包括支援センター等の関係機関との連携における推進役となる医師を養成

### 地域のかかりつけ医

住民に身近な立場から、早期の段階での発見・気づきを促し、専門医療機関への受診に繋げる医師を支援

## 介護（予防）・交流・通いの場

### 認知症カフェ等

家族介護者の負担軽減を図るため、通所系サービスの活用と併せ、カフェ等の交流の場を普及

### デイサービス等

認知症ケアの提供のみならず、重度化防止も目的とした通所系サービスの活用を促進

### 通いの場等

介護予防に資する住民主体の集いについて、保健師など専門職の活動が推進されるよう支援

## 人権・財産の擁護、見守り支援

### 権利擁護

財産管理や意思決定支援を含む身上監護を行う市民後見人を養成

### SOSネットワーク

行方不明高齢者の情報を警察に一元化し、市町村単位のネットワークを構築

北海道認知症コールセンター

011-204-6006



北海道若年性認知症コールセンター

011-205-0804

認知症疾患医療センター



道内14圏域  
北海道：24医療機関  
札幌市：2医療機関

## 研修等を通じた人材育成

### 介護従事者向け研修

#### 開設者、管理者等研修

指定事業所の人員基準を満たすために必要な研修を実施

#### 基礎、実践等研修

認知症介護従事者の資質向上を図るための研修を実施



### 普及啓発の取組

#### 理解促進研修会

認知症の知識や理解普及に係る研修を道内各地で実施

#### 若年性認知症フォーラム等

若年性認知症の理解と普及・啓発を目的とした集会等を開催

#### 認知症体験研修会

本人の視点を重視した取組（疑似体験会）を実施

### 医療従事者向け研修

#### サポート医養成研修

国が指定する研修実施機関による養成研修に係る費用を助成

#### 対応力向上研修

医師や看護師等、医療介護従事者向けの認知症関係研修を実施



# ほっかいどう希望大使（認知症本人大使）

## 希望大使とは

- **認知症ご本人**が自らの言葉で語り、**認知症になっても希望を持って暮らす姿を発信**する方々。  
認知症当事者の方々やご家族などに希望をもたらし、広く認知症に対する**正しい知識**や**理解を深めるための活動**を行う。

## 要件

- **認知症に関する普及啓発活動に意欲があり**、次の要件を満たす者。
  - （1）北海道内に在住。
  - （2）認知症の診断を受けている。
  - （3）北海道と協力・連携ができる。
  - （4）氏名・所在市町村・疾患名・顔写真等を公表できる。

## 任期

- 委嘱日から**2年間**（任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない）

## 活動内容

- 希望大使本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動
  - （1）**道が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力**  
**道が開催するイベント等での講演、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演 など**
  - （2）**道の認知症施策への意見の提案**
  - （3）**道が行う本人や家族への支援活動への協力**  
**ピアサポート活動、本人ミーティング、本人交流会、認知症カフェでの講演 など**

# ほっかいどう希望大使（認知症本人大使）

## 任命式

令和6年（2024年）8月23日（金）



## 松本 健太郎（まつもと けんたろう）

50歳、赤平市在住

燃料・設備販売の会社で営業として働いていた48歳の時に、若年性アルツハイマー型認知症と診断される。現在も同じ会社に継続勤務している。



私は2022年に若年性アルツハイマー型認知症の診断を受けました。家族、病院の方々、職場の皆さんの理解とサポートのおかげで仕事を続け、生活できています。

また、当時から今日までの経験を記録しています。この病気になると、周囲のサポートが必要となります。何か「おかしいな」と感じたら病院で早くしっかりと診てもらい、症状を進行させてしまわないように、伝えていけたらと思っています。

## 横山 弥生（よこやま やよい）

54歳、江別市在住

仕事や家事に追われる日々を過ごしていた51歳の時に、若年性アルツハイマー型認知症と診断される。診断後、シンガーとしてライブ活動を始める。



今、まさに、毎日、混乱したり、戸惑ったりの日々を過ごしています。今回、私に起きた混乱や戸惑いが、自分ひとりだけじゃないということを知りました。

今度は、私が、いまなお一人で苦しんでいる方々に、「大丈夫ですよ。」と想いを届けたいです。

## 竹内 瑠璃子（たけうち るりこ）

77歳、札幌市在住

72歳の時に、アルツハイマー型認知症と診断される。現在、要介護3で、夫や周囲と支え合いながら生活している。



認知症は誰もがなり得るもので、その知識・理解を広めるため、少しでもお役に立てるよう活動させていただきます。

認知症だからと言って閉じこもらず、外に出て人に会い、お話しをし、よい刺激をいただき、1日1日を明るく快活に過ごすよう努力していきます。皆さんといっしょに……。

# 希望大使任命後の活動

## ○ 希望大使本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動

### ◇ 認知症の普及啓発活動への参加・協力

- ・ 認知症の人と共に暮らすまちづくり研修会
- ・ 若年性認知症従事者向け研修会
- ・ 若年性認知症住民向け講演会
- ・ 認知症フォーラム
- ・ 認知症サポーター養成講座への協力
  
- ・ 広報紙への掲載
- ・ 報道、ホームページでの情報発信 など

診断を受けたときの気持ち、本人の思い、伝えたいことなどを語る。



認知症の人と共に暮らすまちづくり研修会



若年性認知症従事者向け研修会



認知症サポーター養成講座

# 希望大使任命後の活動

## ◇認知症施策への意見の提案

- ・ほっかいどう希望大使（認知症本人大使）交流会



北海道高齢者保健福祉課から認知症施策の説明



北海道高齢者保健福祉課との意見交換

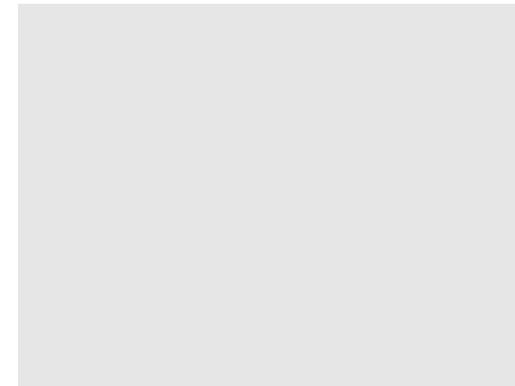
## ◇本人や家族への支援活動への協力

- ・「本人の集い」への参加（認知症の人を支える家族の会・毎月開催）



西村事務局長（家族の会）と竹内さん

- ・精神科デイケアでの講演



デイケアで講演する松本さん

令和7年2月1日(土)  
令和6年度認知症サポート医  
フォローアップ研修用資料

# 高齢運転者対策の推進について

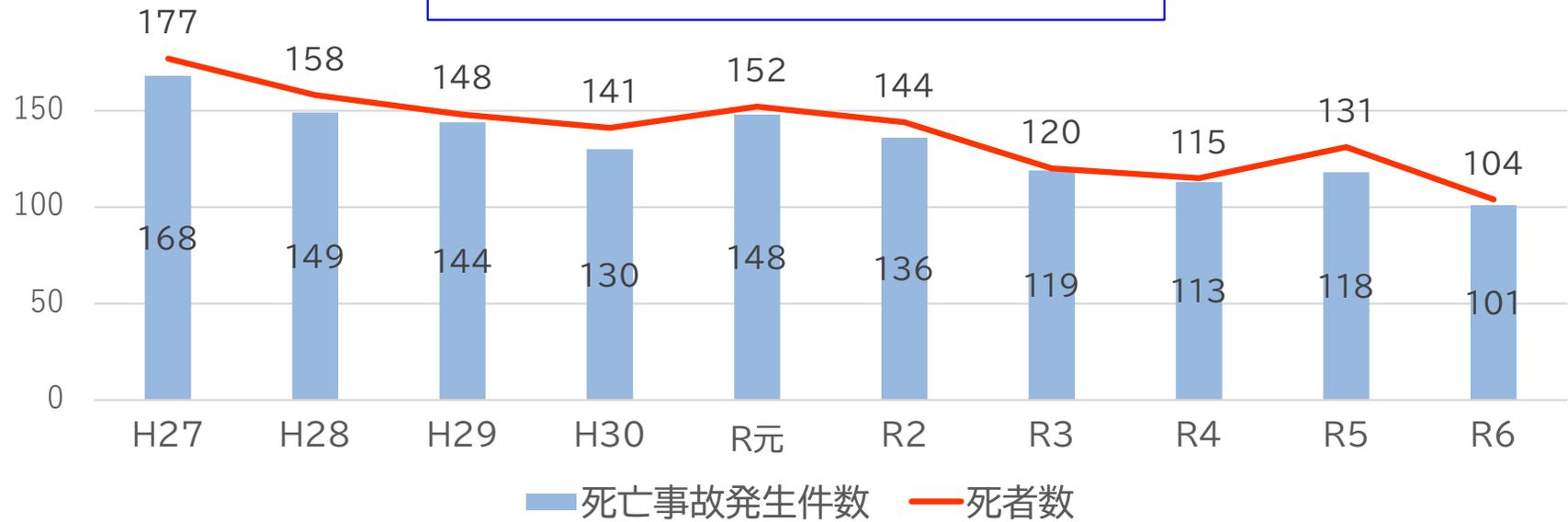
本資料の研修会以外の方への配布や他会議等での転用は御遠慮ください。

北海道警察本部交通部  
運転免許試験課

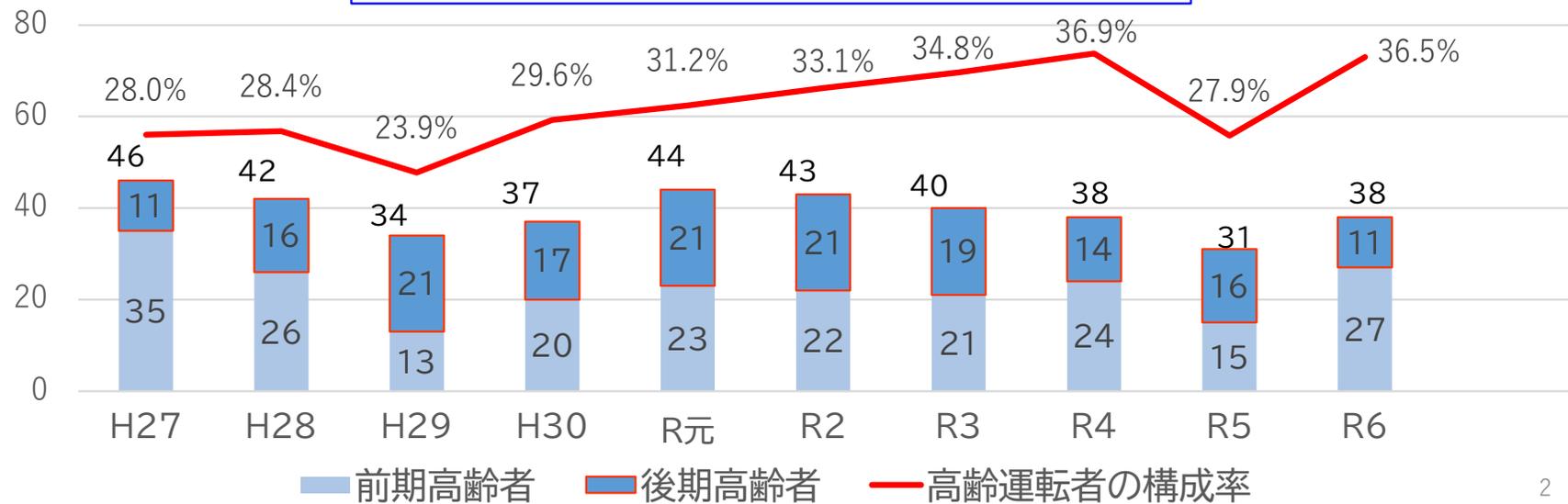


©北海道警察運転免許試験課

## 北海道内交通死亡事故発生状況

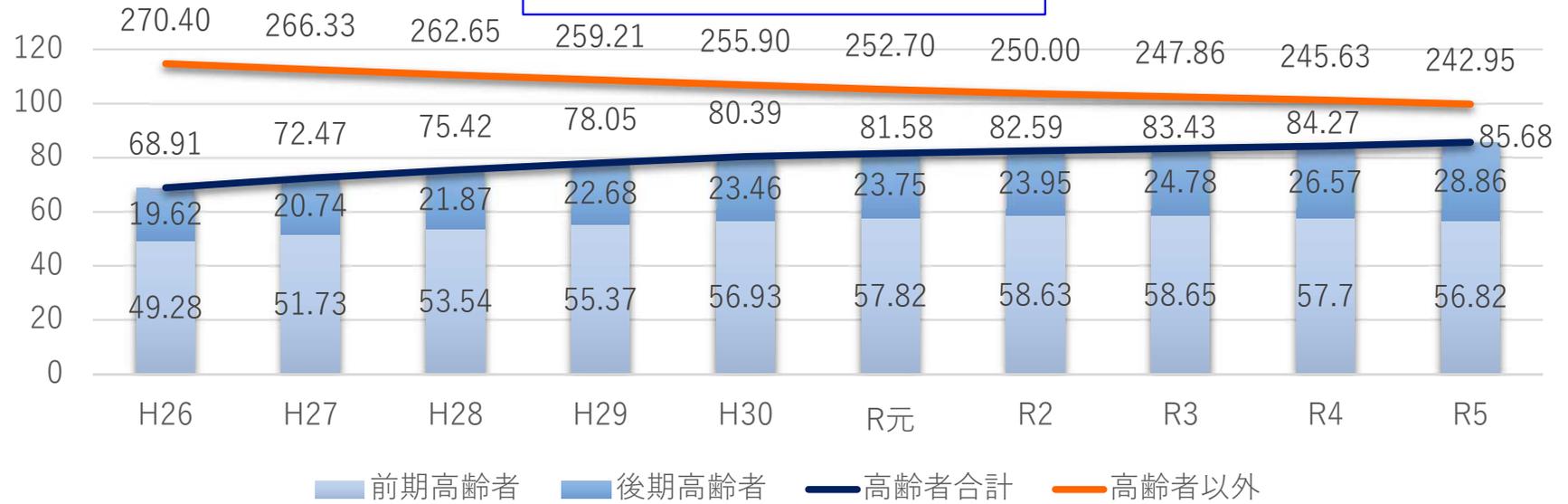


## 高齢運転者による死亡事故発生状況



## 高齢者の免許保有件数

単位：万



## 高齢者の免許自主返納件数



# 高齢運転者対策に係る道交法の主な改正

## 平成10年4月施行

- 運転免許証の自主返納制度の導入

## 平成10年10月施行

- 75歳以上の運転者に対する高齢者講習の導入

## 平成14年6月施行

- 高齢者講習の対象年齢の拡大（75歳以上から70歳以上）

## 平成21年6月施行

- 75歳以上の運転者に対する認知機能検査の導入  
→検査結果、基準に該当（認知症のおそれあり）し、一定の違反行為をしている者には臨時適性検査を実施

## 平成29年3月施行

- 75歳以上の運転者に対する臨時認知機能検査、臨時高齢者講習の導入  
→一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対して臨時認知機能検査の受検を義務付け、検査結果が一定の基準に該当した場合に臨時高齢者講習の受講を義務付け
- 認知機能検査又は臨時認知機能検査による基準該当者に対する臨時適性検査受検等命令の発出  
→違反の有無を問わず基準該当者には、医師による臨時適性検査の受検又は診断書の提出を命令

## 令和4年5月施行

- 75歳以上の運転者に対する運転技能検査（実車試験）制度の導入  
→一定の違反歴のある75歳以上の運転者に対して更新時に運転技能検査の受検を義務付け、検査結果が一定の基準に該当した場合に免許の更新をしない。
- 安全運転サポートカー限定条件付免許の導入  
→衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の安全運転装置搭載車両のみ運転可能な免許

## 認知症に関する免許手続きに係る主な法的根拠

### 認知機能検査等の受検【道路交通法第101条第4項】

75歳以上の運転者が免許の更新を受けようとするときは、高齢者講習のほか、認知機能検査等を受けていなければならない。

### 運転技能検査等の受検【道路交通法第101条第4項】

普通自動車対応免許を受けている75歳以上の運転者のうち、基準違反行為をしていた者が免許の更新を受けようとするときは、高齢者講習、認知機能検査等のほか、運転技能検査等を受けていなければならない。

### 臨時適性検査の受検命令等【道路交通法第102条第2項、第3項】

公安委員会は、認知機能検査等を受けた者でその結果が認知症のおそれがある場合に、臨時に適性検査を行うこと又は医師の診断書を提出することを命ずることができる。

### 臨時適性検査の受検命令等【道路交通法第102条第4項】

公安委員会は、免許を受けた者が「**一定の病気等**」に該当することとなったと疑う理由があるときは、臨時に適性検査を行い、又は医師の診断書を提出することを命ずることができる。

### 免許の取消し、停止等【道路交通法第103条第1項】

公安委員会は、免許を受けた者が、「**一定の病気等**」に該当することとなったときは、基準により、1年間の欠格期間を指定してその者の免許を取消し、又は6か月を超えない範囲内で免許の効力を停止することができる。

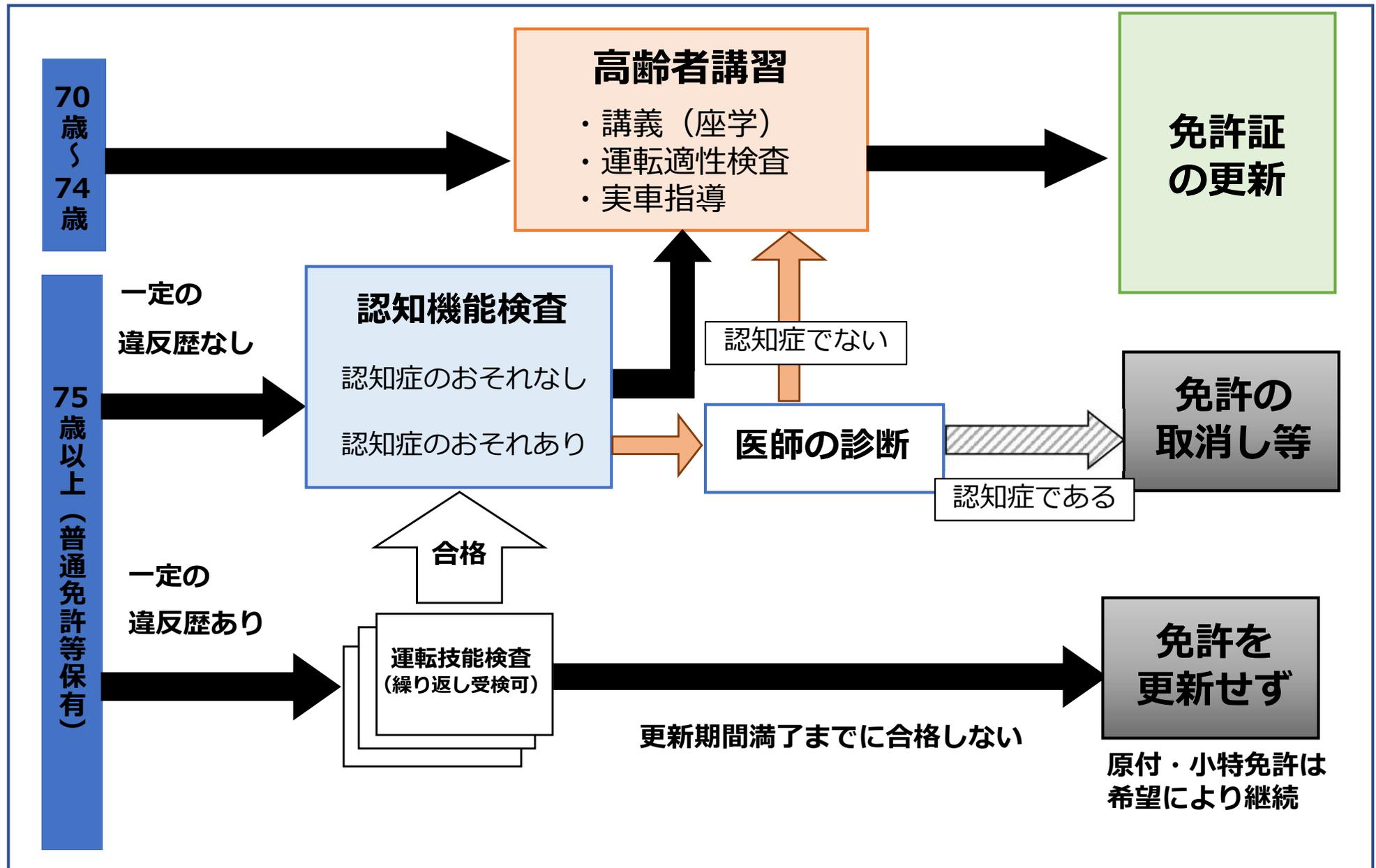
## 参考

### 一定の病気等に該当と



- 1 次に掲げる病気にかかっている者
  - イ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの →**統合失調症**
  - ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの  
→**てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症**
  - ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの  
→**そう鬱病、重度の眠気**の症状を呈する睡眠障害、脳卒中等
- 2 **認知症**（介護保険法第5条の2第1項に規定する）であることが判明したとき  
→**アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態**
- 3 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるものが生じている者であることが判明したとき
  - ・体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができないもの
  - ・四肢の全部を失ったもの、または四肢の用を全廃したもの
  - ・その他安全運転に必要な認知又は操作に係る能力を欠くこととなるもの  
(免許条件を付し、又は条件を変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く)
- 4 **アルコール中毒者**、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であることが判明したとき

# 高齢者の免許更新手続の流れ



## 運転技能検査

### 【検査内容】

- 普通自動車を使用し、次の項目について実施する。
  - ① 幹線コース・周回コース等の走行  
(発進、停止及び指定速度での走行を含む。)
  - ② 交差点の通行 (右折及び左折を含む。)
  - ③ 段差乗り上げ (停止を含む。)
- 次の能力について減点式採点法により採点する。
  - ① 運転装置を操作する能力
  - ② 交通法規に従って運転する能力
  - ③ 他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する能力  
その他の自動車を安全に運転する能力

### 【一定の違反歴の内容】

- 運転技能検査の対象となる基準として、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に基準違反行為をしたことがあること等を定める。

### 【基準違反行為の評価期間】



### 【基準違反行為の内容】

- ① 信号無視、② 通行区分違反、③ 通行帯違反等、④ 速度超過、
- ⑤ 横断等禁止違反、⑥ 踏切不停止等・遮断踏切立入り、
- ⑦ 交差点右左折方法違反等、⑧ 交差点安全進行義務違反等、
- ⑨ 横断歩行者等妨害等、⑩ 安全運転義務違反、⑪ 携帯電話使用等

## 認知機能検査

### 【検査内容】

- ・ 手がかり再生
- ・ 時間の見当識

### 【結果区分】

認知症のおそれの有無のみの2区分

総合点	結果の判定
36点未満	認知症のおそれあり
36点以上	認知症のおそれなし

## 高齢者講習

### 【高齢者講習の内容等】

内容	時間
座学講義 運転適性指導 実車指導 ※1	2時間 ※2

※1 普通自動車対応免許非保有者及び運転技能検査対象者は、実施指導なし

※2 実車指導なしの場合は、1時間短い。

## 認知症のおそれのある高齢運転者の把握の端緒

- 更新時の認知機能検査や規定の違反行為をした際の臨時認知機能検査の結果
- 本人、家族からの安全運転に関する相談
- 交通事故、交通違反、保護等各種警察活動による取扱い
- 医師からの任意の届出

## 安全運転相談とは

一定の症状を呈する病気、身体の障害等を有する者からの運転免許の取得、継続等に関する相談のほか、高齢者やその家族等からの加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に関する相談



運転に不安を感じたら  
まずは相談  
気持ちハレハレ  
8080

高齢者が  
見えづらく  
なった

身体が  
動きが鈍く  
なった

運転が  
難しくなってきた

安全運転相談ダイヤル  
#8080

運転に不安を感じたらお電話ください。  
安全運転相談ダイヤル

8080

警察庁・都道府県警察



運転に不安を感じたら  
まずは相談

加齢に伴い、視覚障害や聴覚の低下、認知機能の低下が起きると、運転能力が低下する可能性があります。これにより、重大な交通事故や人身事故に巻き込まれる可能性があります。

「若い頃とは違って」と感じる「おかしな」と感じたら、運転免許証更新の時期です。

運転に不安を感じたらお電話ください。安全運転相談ダイヤル #8080

運転免許証を返納すると「運転経歴証明書」の交付が受けられます。

運転経歴証明書は、運転免許証に代わる運転経歴の証明として交付されます。運転経歴証明書は、運転経歴の証明として交付されます。運転経歴証明書は、運転経歴の証明として交付されます。

警察庁・都道府県警察



# 安全運転相談の流れ



安全運転相談

本人、家族等による電話や面接で相談を受理できます。

運転免許試験場のほか警察署の交通課で受理可能です。

診断書の提出

運転免許試験場・警察署の交通窓口への持参及び郵送で提出が可能です。

運転再開

運転再開（免許条件なし）

検査（試験場）

運転再開（免許条件付与）

運転不可（取消等）

運転不可（取消等）

診断書の内容により、試験場の運転シミュレータによる検査を行うほか、重篤な後遺症など病状が悪い場合は、運転免許の取消しや運転免許の効力の停止などを行う場合があります。

# 診断書提出後の流れ

## 診断書を踏まえた運転免許の可否判断

1 認知症と診断された場合

→**免許の取消処分手続き**

※認知症～血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により

**日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態**

2 軽度認知機能低下（認知症の疑い）と診断された場合

運転免許の保有は可能だが、6か月後に再度診断書を提出してもらい判断

3 参考事項

「自宅周辺のみ」、「運転は買物時のみ」など特定の条件で免許を許可することはない。

## 取消処分までの手続

病気を理由とする取消処分の場合、公安委員会から聴聞（処分の公正性や透明性を確保するため、意見の陳述や有利な証拠の提出などの機会を与えられる制度）の通知があり、出席の有無等の確認がある。欠席した場合は、住所地を管轄する警察署（札幌市内を除く）からの呼出通知により処分となる。必要な手続きとなるため、取消処分まで一定の日数が必要。

※特に認知症の場合、家族等にも手続を説明、また、車両の分離措置等を依頼

## 一定の病気または身体障害を理由に運転免許取消処分を受けた者の 運転免許の再取得

一定の病気等により運転免許の取消処分を受けた者（特定取消処分者」という。）が、病状が回復したことにより運転免許を再取得する場合、技能試験・学科試験が免除される。

（平成26年6月施行の改正道交法）

### 再取得手続きができる条件

- 1 取消された日から3年以内であること。
- 2 病状から運転可能と判断できること。（診断書提出が必要）  
（てんかんの場合は、病状が回復していること。（最終発作から2年経過等））
- 3 免許の取消処分の直近に提出した質問票等において、虚偽の記載をしていないこと。

※アルコール依存症により取消処分を受けた者は対象外、その他にも違反による点数制度による処分の関係で対象外となる方がいる。

## 医師による任意の届出制度

### ○概要

医師は、診察により、一定の病気等に該当する者を認めた場合において、その者が免許保有者であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。（道路交通法第101条の6第1項）

※医師が届出をしても、守秘義務に抵触しない。

### ○届出の方法

必要な内容が記載された文書で届出を行うことができる。

### ○留意事項

医師以外の者（看護師等）からの届出は無効となるので注意

### ○届出先（連絡先）

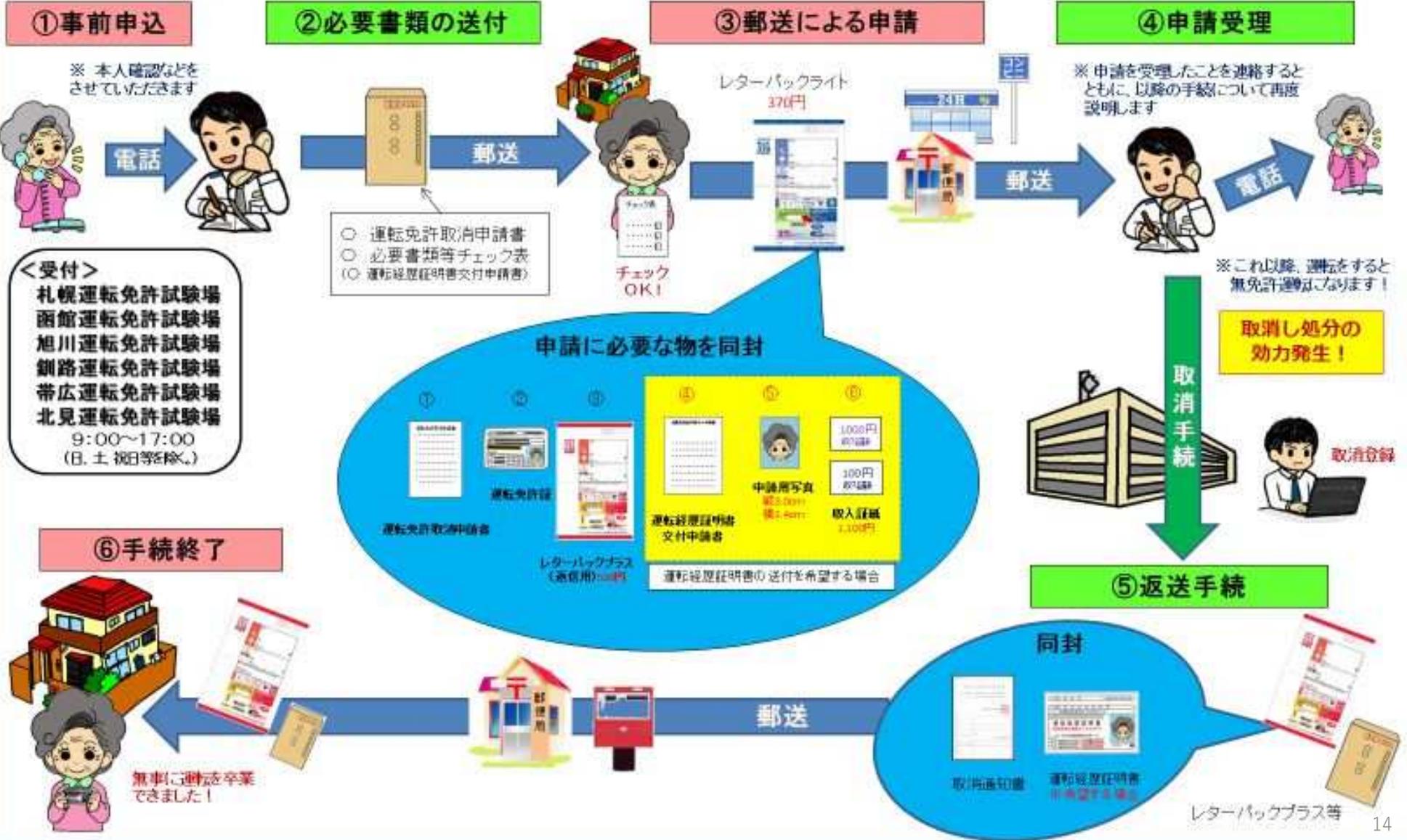
- ・時間帯～平日午前9時から午後5時まで
- ・場 所～札幌運転免許試験場（各優良運転者免許更新センター及び警察署も受理可能）
- ・連絡先～電話 011-683-5770      ◆安全運転相談ダイヤル#8080◆

# 郵送による運転免許証の自主返納受理の導入

メリット ① 申請者の利便向上 ② 新型コロナ等感染症対策 ③ 警察署の負担軽減

※ 導入日 令和4年11月1日

※ 導入済県 岐阜、愛知、兵庫



# 運転免許証とマイナンバーカード一体化

令和7年3月24日から開始！

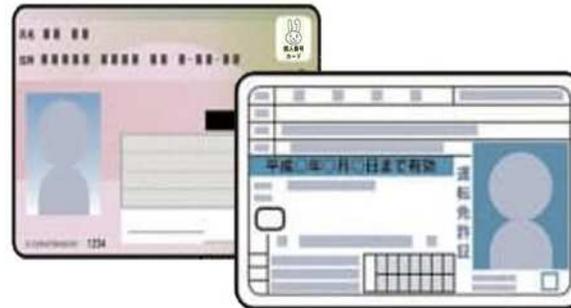
マイナンバーカードのICチップに  
特定免許情報（免許の番号、年月日・有効期間の末日・  
種類・条件等）を登録することによってマイナンバーカード  
を運転免許証として利用可能とするもの

申請者が上記①～③のいずれかを自由選択できます！！

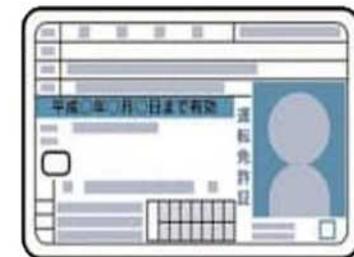
① マイナ免許証のみ



② マイナ免許証と免許証の  
2枚持ち

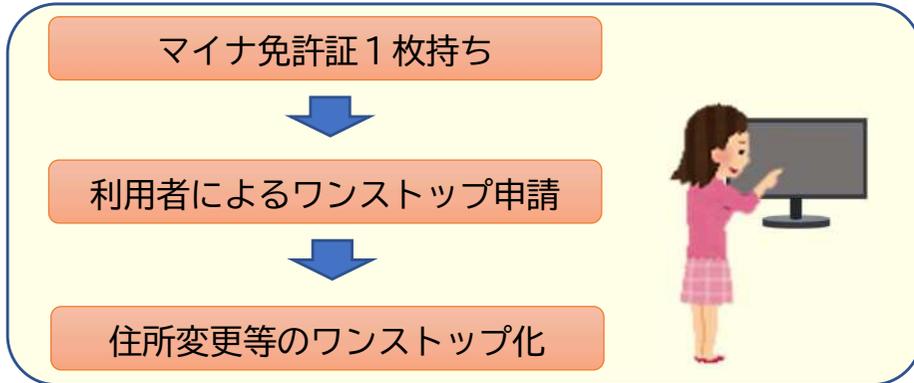


③ 免許証のみ



## 住所変更のワンストップ化

事前に申請することで、警察署等で行っている記載事項変更の手续が省略できる（マイナ免許証1枚持ちの方のみ）



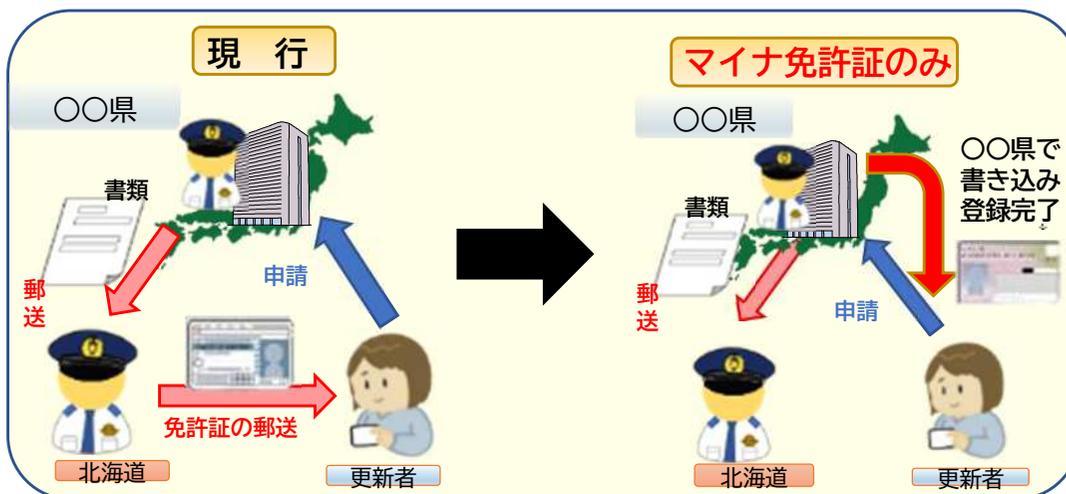
## 更新時講習のオンライン化

時間や場所の制約を受けずに受講可能（マイナ免許証の所持者）



## 居住地外での迅速な免許証更新（経由地申請）

経由地申請でも即日交付が可能（マイナ免許証1枚持ちの方のみ）



マイナ免許証の  
主な効果です。



※ 経由地申請 ~ 優良運転者又は一般運転者が対象

御清聴ありがとうございました。



ストップ・ザ・交通事

故

めざせ安全で安心な北海道